

**災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための処理技術、処理フロー等の検討に係る  
ワーキンググループ（第2回）**

日時：平成28年11月1日(火)

15:00～17:00

場所：都庁第二本庁舎 211会議室

**議事次第**

1 開会

2 議事

(1) 第1回体制・処理合同WGでの質問・意見とその対応について（資料1）

(2) 東京都災害廃棄物処理計画の構成（案）について（資料2）

(3) 処理WGの主な議題について

①災害廃棄物の発生量・要処理量・処理可能量（資料3-1）

②仮置場の確保・整備（資料3-2）

③処理方針、処理フロー、処理事業ロードマップ（資料3-3）

④災害廃棄物処理の進行管理（資料3-4）

(4) 民間事業者へのアンケート・ヒアリング調査について（資料4、参考資料3）

(5) 今後のスケジュールについて（資料5）

(6) その他

3 閉会

**<配布資料>**

資料1 第1回体制・処理合同WGでの質問・意見と対応表

資料2 東京都災害廃棄物処理計画の構成（案）

資料3-1 災害廃棄物の発生量・要処理量・処理可能量

資料3-2 仮置場の確保・整備

資料3-3 処理方針、処理フロー、処理事業ロードマップ

資料3-4 災害廃棄物処理の進行管理

資料4 民間事業者へのアンケート・ヒアリング調査（目的と調査対象）

資料5 今後のスケジュールについて

**<参考資料>**

参考資料1 第1回体制・処理合同WG議事要旨

参考資料2 東京都と各団体及び地方公共団体との協定

参考資料3 民間事業者へのアンケート・ヒアリング調査  
・アンケート調査票案（廃棄物処理業者用）  
・ヒアリング調査票案（廃棄物処理業者用）

参考資料4 処理WG委員名簿

参考資料5 処理WG設置要綱

**<机上資料>**

机上資料1 東京都地域防災計画 震災編（平成26年修正 東京都防災会議） ※該当箇所のみ

- 机上資料2 東京都震災がれき処理マニュアル（平成24年度改訂版 東京都環境局）
- 机上資料3 災害廃棄物対策指針（平成26年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）
- 机上資料4 巨大災害発生時の廃棄物処理に係る対策スキームについて（平成27年2月巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会）
- 机上資料5 大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（平成27年11月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）
- 机上資料6 東京都資源循環・廃棄物処理計画～Sustainable Design Tokyo～（平成28年3月 東京都環境局資源循環推進部）※概要版及び該当箇所のみ

項目	質問、意見	対応
処理計画の記載項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮置場の整備状況の情報収集ルートを検討しておくべき。整理表の中には記載がないため、発災初期の情報収集・交換等について項目を入れるべき。</li> <li>各小分類中の項目それぞれに機能別の7つの要件(①情報計画、②資源管理、③庶務・財務、④広報、⑤涉外、⑥指揮命令系統、⑦実行)が含まれると思われるため、考え方を示すことが必要。</li> <li>処理計画の継続見直し、対策訓練は平常時に行うことであるため、平常時に入れてはどうか。</li> <li>市町村等と都の計画で表現・フォーマット・情報の統一を図る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮置場の情報収集も含めた7つの機能を持った体制整備について、本資料3-2で検討を行っていく。</li> <li>非常に重要な事項であることから、別途項目立てを行い、平常時からの準備の必要性を強調するものとする。表現・用語は、計画の中で国策定の指針等も踏まえて、統一を図る。フォーマットは、マニュアル等の中での規定を検討する。</li> </ul>
広域連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>近県で処理したものを東京都に戻し処分することも考えることが必要ではないか。そのため近県との連携は基本方針に含めるくらい重要。</li> <li>連携方法は意識しておく必要がある。処理に当たっての障害・制約条件があった場合に近県でそうした制約条件を解消できるようであれば、近県にて処理することも一つ理想的なものと考える。</li> <li>支援体制は入っているが、受援という考えも必要。支援をどう受け入れて差配していくかが重要。</li> <li>災害廃棄物をいかに平常時の廃棄物の処理ルート(一廃・産廃問わず)にのせていくかが重要。普段行っている業務にどのように災害廃棄物処理を落とし込んでいくかが重要。</li> <li>東京都だけが努力するのではなく、都民や民間事業者も努力することが必要。被災した民間事業所から生じた廃棄物については、各自のBCPで処理方法を記載してもらう、それを都として支援していくことが重要。</li> <li>災害廃棄物の処理方法を都民にも知ってもらう必要があるのではないか。都民に分別に貢献していくってもらえるよう、支援をするべき。また、事業所における取組を推進することが肝要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発災後の様々な状況を勘案し、処理方針として、「広域処理の活用」を記載するなど、広域連携を視野に入れた計画とする。</li> <li>処理施設等に被害があるという制約条件、その解消方法も視点として考慮した連携方法について検討する。</li> <li>受援についても視野に入れて検討する。</li> <li>災害時は様々な業務が発生し、混乱も予想されることから、いかに平常時の処理スキームを活用していくかは、重要な視点と考える。必要な手続き等を洗い出して課題認識を行い、処理計画への反映方法について検討する。</li> <li>都民・民間事業者(排出事業者、処理業者)の役割を考慮した記載内容の検討を行う。</li> </ul>

# 第1回体制・処理合同WGでの質問・意見と対応表(2/2)

項目	質問、意見	対応
計画の対象とする災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小規模・中規模・大規模の災害については、両WGで同じ認識のもと検討を進めていくたい。どれくらいの災害を想定しているか教えてほしい。災害支援協定の締結状況についても教えてほしい。</li> <li>● 規模については、量的に断言はできないと考える。被害の範囲という考え方もある。各種のマトリックスが組める可能性があるため、整理を行う必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● あらゆる規模の災害を想定し、検討する。</li> <li>● 災害支援協定の締結状況は、後日、提示する。</li> <li>● 小・中・大の規模については、自治体の規模や災害の規模、被災範囲によって考え方は異なるため、発災後の状況を踏まえ判断していくものとする。</li> </ul>
処理期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 仮置場の整備方針やフローを考えるため、復旧までの期間について、現時点でどのように考えているか。発生量とも関連するものであり、ある程度目安となる数値は早期に考えておく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大規模災害については、首都機能の早期復旧・復興といった国や都全体の方針の関係もあるが、阪神・淡路大震災や東日本大震災の事例から3年程度が基本であると、現時点では考えている。</li> </ul>
処理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害廃棄物の埋立は、中央防波堤埋立処分場が中心の計画となるのか。</li> <li>● 一次・二次仮置場には再生砕石等を処理する能力はあるが、ストックする能力がないことが懸念される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現時点では通常処分している場所が対象になると考える。</li> <li>● 復旧・復興スケジュールを想定した活用方針と絡めて検討していく。</li> </ul>
制度・補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 実際に処理する場合に、処理費用が国の補助対象となるかどうかが計画を作成するうえで重要なポイントである。</li> <li>● 生活ごみは補助対象から外れる。熊本地震では一般廃棄物処理施設が被災し、稼働を停止した。生活ごみについても、災害廃棄物と同様に、しっかりと処理スキームを構築しておくことが重要である。</li> <li>● 廃棄物の管理のため、簡易的なマニフェストが、これまでの災害でも用いられてきた事例がある。そういった制度等を参考に考えていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 処理費用が補助対象となるかは重要な視点であると考えているが、補助対象となるか否かは災害の規模によって判断される可能性があり、現時点では、円滑な処理に必要な業務について、検討を行っていく。</li> <li>● 過去の災害における事例等を参考とする。</li> </ul>
WGの進め方	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大規模災害が発生すると、東京都だけでなく周辺県も被災していることが想定されることから、広い範囲での連携が必要になると考えられる。そのため、総論の「災害廃棄物規模別の工程管理」は、都外の協力体制を検討することが必要であり、体制WGと一緒に議論する必要がある。</li> <li>● WGのなかで活発な意見が出るよう、意見を集め仕組みや雰囲気づくり、資料作成に工夫・配慮していただきたい。</li> <li>● マニュアルは改訂しやすいようにすべきである。フラットファイルやリングファイルとするなど仕組みを工夫していくべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 両WGで齟齬が生じないよう、同じ資料を提示するなど、情報共有を図って検討を進めていく。</li> <li>● WG委員から意見を集約する方法について検討する。</li> <li>● 印刷物やデータの保管方法・更新のしやすさも考慮しながらマニュアルを策定する。</li> </ul>

# 東京都災害廃棄物処理計画の構成（案）

資料2

## 第1章 総論

### 第1節 目的

### 第2節 計画等の位置付け

1. 災害廃棄物処理計画の位置付け
2. 災害廃棄物処理実行計画の位置付け・記載事項
3. 災害廃棄物対策マニュアル（仮称）の位置付け

### 第3節 計画の対象

1. 対象とする災害
2. 対象とする災害廃棄物
3. 実施主体と対象業務

### 第4節 災害廃棄物処理工程管理

#### 1. 災害規模別の工程管理の考え方

### 第5節 災害廃棄物処理

1. 災害廃棄物の標準処理フロー
2. 大規模災害時の災害廃棄物処理事業ロードマップ

### 第6節 災害廃棄物対策の基本的な考え方

1. 災害廃棄物処理の基本方針
2. 災害廃棄物処理の基本的な事項
3. 災害廃棄物対策体制構築

## 第2章 都内全体における災害廃棄物対策

### 第1節 平常時（発災前）

1. 組織体制と役割分担の確認
2. 災害廃棄物処理連携体制（受援も含む）の構築
3. 災害廃棄物対策マニュアル（仮称）の整備
4. 住民への広報・普及啓発

### 第2節 初動期（発災後約1ヶ月まで）

1. 初動対応
2. 進行管理
3. 被災状況の集約と要処理量、処理可能量（暫定値）の算定
4. 処理方針
5. 災害廃棄物処理実行計画の策定

### 第3節 応急対策期（前半：発災後約3ヶ月まで）（後半：発災後約1年まで）

1. 応急対策
2. 処理進行管理
3. 国庫補助金対応

### 第4節 災害復旧・復興等（発災後約1年後から）

1. 処理進行管理
2. 災害廃棄物処理実行計画の見直し（随時）

## 第3章 東京都の災害廃棄物対策

### 第1節 平常時（発災前）

1. 災害廃棄物処理連携体制の構築
2. 災害廃棄物対策マニュアル（仮称）の整備

### 第2節 初動期（発災後約1ヶ月まで）

1. 初動対応（都処理実行本部の立上げ）
2. 都内自治体支援・連携体制整備
3. 広域連携体制整備
4. 被災状況の集約

#### 5. 要処理量、処理可能量の算定（暫定値）

#### 6. 都処理実行本部会議

#### 7. 処理方針

#### 8. 東京都災害廃棄物処理実行計画の策定

### 第3節 応急対策期（前半：発災後約3ヶ月まで）（後半：発災後約1年まで）

1. 要処理量、処理可能量の見直し（随時）
2. 処理進行管理

### 第4節 災害復旧・復興等

1. 災害廃棄物処理実行計画の見直し
2. 処理進行管理

### 第5節 災害廃棄物処理支援（都外）

1. 処理支援体制の整備
2. 処理支援業務

## 第4章 災害廃棄物処理計画の継続見直し、対策訓練

### 第1節 計画の見直し、対策訓練、広域連携

1. 災害廃棄物処理計画の見直し
2. 対策訓練
3. 広域連携

### 第2節 今後の取組について

1. 今後の取組について

### 本WGにおける主な議題

災害廃棄物の発生量・要処理量  
・処理可能量（資料3—1）

仮置場の確保・整備（資料3—2）

処理期間、処理方針、処理フロー、  
処理事業ロードマップ（資料3—3）

災害廃棄物処理の進行管理（資料3—4）

第1回合同WGでの意見	対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 仮置場の整備状況の情報収集ルートを検討しておくべき。整理表の中には記載がないため、発災初期の情報収集・交換等について項目を入れるべき。</li> <li>● 各小分類中の項目それぞれに機能別の7つの要件(①情報計画、②資源管理、③庶務・財務、④広報、⑤涉外、⑥指揮命令系統、⑦実行)が含まれると思われるため、考え方を示すことが必要。</li> <li>● 処理計画の継続見直し、対策訓練は平常時に行うことであるため、平常時に入れはどうか。</li> <li>● 市町村等と都の計画で表現・フォーマット・情報の統一を図る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 仮置場の情報収集も含めた7つの機能を持った体制整備について、本資料3-2で検討を行っていく。</li> <li>● 非常に重要な事項であることから、別途項目立てを行い、平常時からの準備の必要性を強調するものとする。表現・用語は、計画の中で国策定の指針等も踏まえて、統一を図る。フォーマットは、マニュアル等の中での規定を検討する。</li> </ul>

## はじめに

### <記載する内容>

- 背景（過去の災害における災害廃棄物処理と本計画の必要性）
- 本計画の特徴等の整理
- 災害廃棄物の発生量の予測

- 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災においては、平常時的一般廃棄物処理量をはるかに上回る量（災害廃棄物：約 2,000 万トン、津波堆積物：約 1,100 万トン）が発生し、被災地においては災害廃棄物処理に支障をきたした。東日本大震災以降においても下表に示すとおり、近年、大規模災害が頻発している状況である。
- 国においても、東日本大震災で得られた様々な経験や知見を踏まえ、平成 10 年に策定された震災廃棄物対策指針の改訂を行うとともに、平成 17 年に策定された水害廃棄物対策指針との統合を行い、「災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）」を策定した。また、これと並行して平成 25 年度から「巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会（平成 27 年度より「大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会」に改称。）」を設置し、大規模災害への対応を考慮した総合的な災害廃棄物対策の検討が継続的に進められ、平成 27 年度においては廃棄物処理法及び災害対策基本法の一部が改正（平成 27 年 7 月 17 日公布、同年 8 月 6 日施行。）されるなど、制度的な対応も講じられた。
- 東京都においても、平成 28 年 3 月に策定した「東京都資源循環・廃棄物処理計画」の中で「東京都災害廃棄物処理計画」の策定を明記し、平成 28 年 7 月 13 日に東京都廃棄物審議会へ災害廃棄物処理計画の策定について諮問を行った。東京都廃棄物審議会会長は諮問を受け、災害廃棄物処理部会を設置し、「東京都災害廃棄物処理計画」の策定を進めることとした。

（第 1 回部会資料 3-1 より作成）

旧マニュアル P1 趣旨

## 第1章 総論

### 第1節 目的

#### <記載する内容>

- 計画策定の目的

旧マニュアル P1 趣旨

### 第2節 計画等の位置付け

#### 1. 災害廃棄物処理計画の位置付け

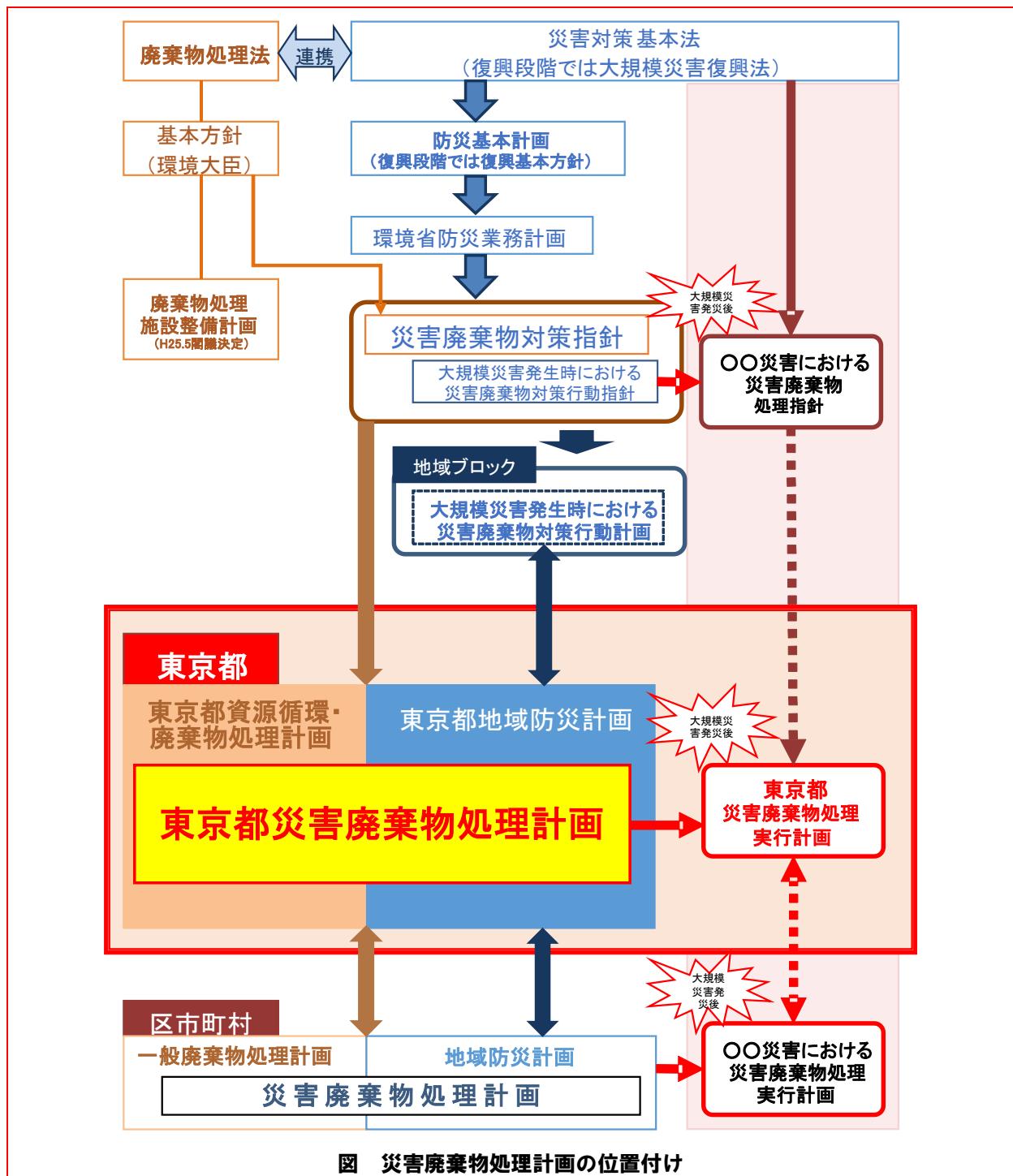
#### <記載する内容>

- 東京都災害廃棄物処理計画（以下、「計画」という。）は、次頁の図に示す位置付けとして策定すべきものである。本計画は、環境省の「災害廃棄物対策指針」や「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」（平成27年11月）を踏まえ、「東京都地域防災計画」と整合を図り、被災した区市町村に対する各種支援など、都が担うべき役割や災害廃棄物処理の方針・基本的事項等を定める性格のものである。
- また、東京都災害廃棄物処理実行計画（以下、「実行計画」という。）は、次頁の図に示す位置付けとして策定すべきものであり、発災後の実情に応じて災害廃棄物の円滑・迅速な処理をするため、具体的な事項を定める性格のものである。

（第1回部会資料3-1より）

都防災 P532 マニュアル

旧マニュアル P1 趣旨



(第1回部会資料3-1より)

## 2. 災害廃棄物処理実行計画の位置付け・記載事項

### <記載する内容>

- 実行計画の位置付けは、前頁の図に示したとおりである。実行計画は、災害廃棄物の円滑・迅速な処理を進めるため、発災後に策定するものであり、実行計画の記載内容の基本的な考え方は、下表が考えられないか。（被災状況や地域の実情に応じて、必ずしも下表に従う必要はない。）
- なお、初動時から実行計画を策定することは困難であると考えられることから、初動時における行動を規定したマニュアル（仮称）を整備し、マニュアル（仮称）を参考にしながら、発災後の状況を踏まえて実行計画を策定する。

表 実行計画の記載内容の基本的な考え方（案）

実行計画に記載する事項	実行計画 (区市町村)	実行計画 (各区、各市町村共同)	実行計画等 (東京都)		
			小規模 災害	中規模 災害	大規模 災害
被害状況、発生量等	○ (※)		—	○	○
処理方針	○ (※)		—	○	○
実行体制（役割分担）	○ (※)		—	—	○
処理業務計画	○ (※)		—	—	○
処理方法	○ (※)		—	—	○

※複数の区市町村に渡る災害については、各区市町村毎の実行計画でも、区市町村共同での実行計画でも可能とする。

（第1回合同WG資料3-2より）

第1回部会での意見	対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 実行計画をどうやって作るのか、どのようにブラッシュアップしていくかは計画の中に記載する必要がある。発災後の業務の中で誰がいつどの会議でどの資料を使って作るというレベルまで整理していく必要がある。</li> <li>● 今回、策定する計画は詳細まで規定したものではなく、基本方針や基本的事項を明確にして、その詳細は府内で定めていくという解釈でよいか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 処理計画、実行計画、マニュアル（仮称）の関係を整理した上で、実行計画の策定方法を計画に記載することを検討する。</li> <li>● 処理計画は都が担うべき役割や災害廃棄物処理の方針・基本的事項等を示すものとする。</li> </ul>

### 3. 災害廃棄物対策マニュアル（仮称）の位置付け

#### <記載する内容>

- 発災直後から実行計画が策定されるまでの初動期に対応すべき具体的な事項を規定したマニュアル（仮称）を平時に予め作成し、特に混乱が想定される発災直後は、マニュアル（仮称）に従つて対応を行う。また、応急対策期以降についてもマニュアル（仮称）を整備する。
- マニュアル（仮称）は、災害の種類や規模応じて柔軟に対応できることを目的として策定するものとし、発災時は災害の種類、規模、また発災からの時期に応じて、実行計画策定の参考にするものとする。

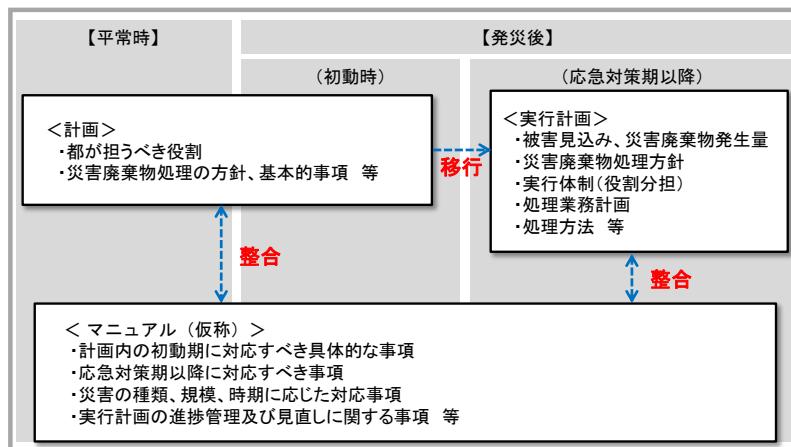


図 計画、実行計画、マニュアル（仮称）の関係

(第1回合同WG資料3-2より)

都災害計画（本計画）

### 第3節 計画の対象

#### 1. 対象とする災害

##### <記載する内容>

- 想定する災害としては首都直下地震とする。
- 計画の内容としては、風水害等のその他の災害にも対応する内容とする。

(第1回部会での意見より)

第1回部会での意見	対応
<ul style="list-style-type: none"><li>● 首都直下地震の被害量よりも桁が小さい災害（風水害等）にも対応できる計画を作るとの認識でよいか。</li><li>● 自然灾害全般も含め、幅広に議論する方向で良いと思うが、実際に検討するためには、計画の対象とする災害を絞って、議論しないといけない。WGが別々に始動する前に決めておいた方が良い。</li><li>● 被害想定を明確にしているものを対象にしないと、定量的な検討ができないので、まずは直下型の地震から着手するのが良い。</li><li>● まずは直下型地震を重点的に検討するのが良い。</li><li>● まずは地震を対象にして具体的に検討するのは良いかと思うが、計画としてはどのような災害にも対応できるものにしておいた方が良い。</li><li>● 理想論を言えば、マルチハザードに対応できる計画であるべき。さらには、発災後、区市町村が円滑に処理フローを作ることができるよう記載すべき。ただし、最初から100%完璧な計画を策定することは不可能と考えておいた方が良い。まずは大規模地震を対象に優先的に審議し、内容としては他の災害も包括する計画にしてはどうか。</li><li>● マルチハザードへの対応、計画の実効性確保のためのロードマップ（訓練で水害を対象とする等）は計画で記載すべき。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● まずは、大規模な被害が想定される首都直下地震を想定した検討、審議を行うが、計画としてはその他の災害にも対応する包括的な内容とする。</li></ul>

## 2. 対象とする災害廃棄物

### <記載する内容>

- 対象とする災害廃棄物は、「地震や津波等の災害によって発生する廃棄物」及び「被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物」とする。
- 災害時における廃棄物処理には、通常生活で排出される生活ごみ及び事業活動に伴う廃棄物の処理に加えて、災害廃棄物の処理が必要となる。
- 災害時は、通常の廃棄物処理業務とは性質の異なる廃棄物処理業務を円滑に進める必要があることから、以下に示す災害廃棄物について本計画の対象とする。

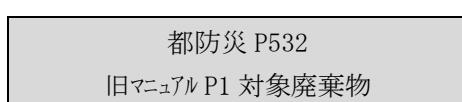
表 対象とする災害廃棄物

廃棄物の種類	概要
一般 廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被災した住民の排出する生活ごみ (通常生活で排出される生活ごみは除く)</li> <li>●避難施設等で排出される生活ごみ</li> <li>●被災建物の解体撤去等で発生する廃棄物</li> <li>●道路啓開に伴い生じる廃棄物</li> <li>●被災施設等の仮設トイレ等からのし尿</li> <li>●被災した事業所からの廃棄物 (事業活動に伴う廃棄物は除く)</li> <li>●一般家庭や事業所において処理の必要性が 生じた処理困難物 (アスベスト建材、PCB 含有物、 消火器、ガスボンベ等)</li> <li>●その他、災害に起因する廃棄物</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通常生活で排出される生活ごみ</li> <li>●通常家庭のし尿</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業活動に伴う廃棄物 (産業廃棄物を除く)</li> </ul>
産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物の 処理及び法定された特定事業及び品目の廃棄物</li> </ul>

(第1回部会資料4-1より)

- 計画には非常時における廃棄物処理を適正に行うために必要な事項を包括し記載した内容とする。

(第1回部会での意見より)



第1回部会での意見	対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現実的に発災後には通常生活ごみと災害廃棄物を区分することは難しい。事業所ごみについても、コンビニートが被災した場合は、平常どおりの廃棄物処理で対応できない。明確な線引きをしてしまうよりも、災害に起因して発生したもの全体を含んだ表現が良いのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害廃棄物の定義は、部会資料4-1に記載のとおりとするが、計画には非常時における廃棄物処理を適正に行うために必要な事項を包括し記載した内容とする。</li> </ul>

### 3. 実施主体と対象業務

### 体制WG

#### <記載する内容>

- 各自治体を中心に、事業者や都民のことについても記載する。
- 災害の規模が大きくなるにつれて、災害廃棄物を処理するための業務量が増加すると考えられ、関係主体や都の関わり方も大きく異なることが想定される。
- 災害の規模に見合った関係主体とその関わり方（実施体制）を、誰がどのようにコントロールしていくかが迅速かつ適切に処理するためのポイントではないか。

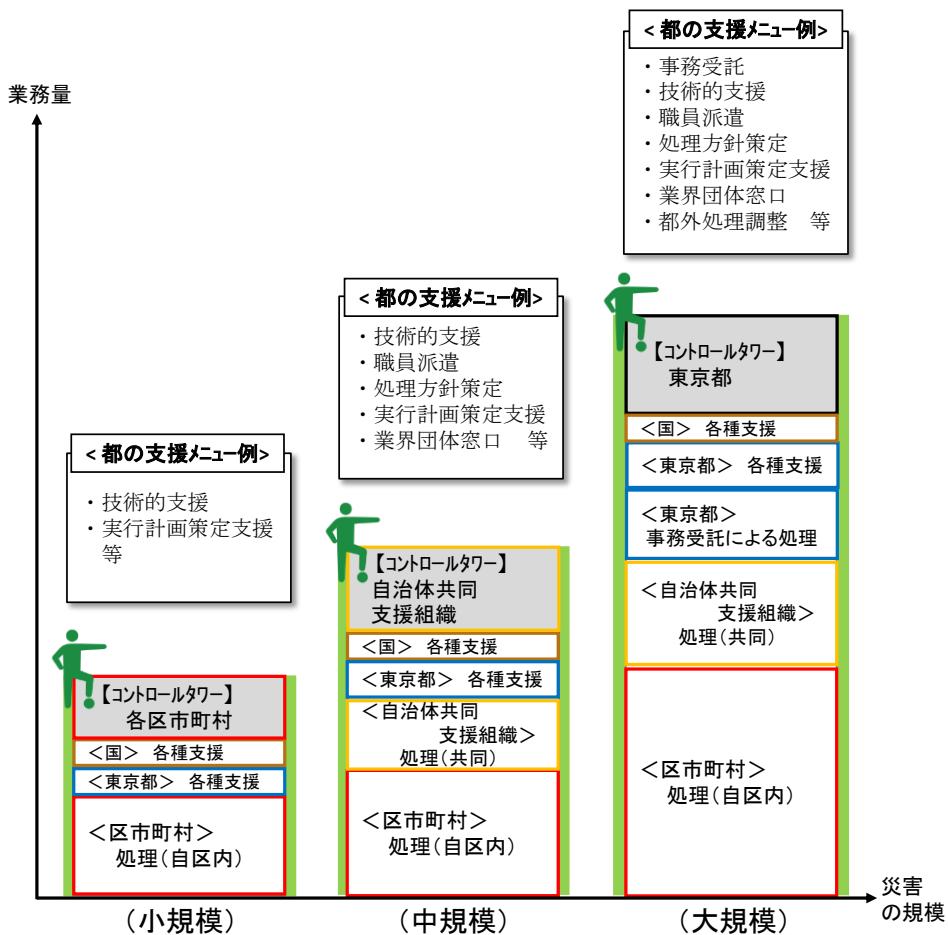


図 実施主体と対象業務（イメージ）

（第1回合同WG資料3-2より）

#### （1）基本的な考え方

- 災害廃棄物は、一般廃棄物であり、区市町村が一義的な処理責任を負っていることから、区市町村が主体的に処理を実行する。そのため区市町村は災害の規模によらず、自区内で発生した災害廃棄物について、区市町村所管の施設のほか、民間施設等を活用し、主体的に処理を進めるものとする。また必要に応じて、都内の近隣自治体間で構成する自治体共同支援組織により災害廃棄物処理を実施する。
- 排出事業者は、事業者責任に基づいて廃棄物処理にあたることを基本とする。
- 都民は、分別排出等において自治体の施策に協力する。

#### (2) 小規模災害の場合

- 各区市町村は、自区内で発生した災害廃棄物の処理を主体的に行う。
- 都は、必要に応じて、処理を行う区市町村に対して技術的支援等の各種支援を行う。

#### (3) 中規模災害の場合

- 各区市町村は、自区内で発生した災害廃棄物の処理を主体的に行う。
- 自治体共同支援組織は、各区市町村が自区内で発生した廃棄物について、区市町村所管の施設や民間施設等を活用しても処理しきれない場合、所管の区市町村と連携を図り、その所管内の共同処理を推進する。
- 自治体共同支援組織は、自治体共同支援組織の所管内における共同処理のみでは処理しきれない場合、その他自治体共同支援組織と連携する。要請を受けた自治体共同支援組織は所管する区市町村と連携を図り、東京都内での共同処理を推進する。
- 都は、必要に応じて、処理を行う区市町村に対して技術的支援、実行計画策定支援等の各種支援を行う。

#### (4) 大規模災害の場合

- 各区市町村は、自区内で発生した災害廃棄物の処理を主体的に行う。
- 自治体共同支援組織は、各区市町村が自区内で発生した廃棄物について、区市町村所管の施設や民間施設等を活用しても処理しきれない場合、所管の区市町村と連携を図り、その所管内の共同処理を推進する。
- 自治体共同支援組織は、自治体共同支援組織の所管内における共同処理のみでは処理しきれない場合、その他自治体共同支援組織と連携する。要請を受けた自治体共同支援組織は所管する区市町村と連携を図り、東京都内での共同処理を推進する。
- 都は、都内での共同処理のみでは処理しきれない場合、都外の自治体や民間施設等と連携を図り、広域処理を推進する。
- 都は、必要に応じて、処理を行う区市町村に対して技術的支援、実行計画策定支援、都外処理調整等の各種支援を行う。
- 都は、必要に応じ、区市町村から事務委託を受けて、処理の代行を行う。

(第2回体制WG資料3-1より)

都防災 P532

第1回合同WGでの意見	対応
<ul style="list-style-type: none"><li>● 規模については、量的に断言はできないと考える。被害の範囲という考え方もある。各種のマトリックスが組める可能性があるため、整理を行う必要がある。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 小・中・大の規模については、自治体の規模や災害の規模、被災範囲によって考え方は異なるため、発災後の状況を踏まえ判断していくものとする。</li></ul>

第1回合同WGでの意見	対応
<ul style="list-style-type: none"><li>● 東京都だけが努力するのではなく、都民や民間事業者も努力することが必要。被災した民間事業所から生じた廃棄物については、各自のBCPで処理方法を記載してもらう、それを都として支援していくことが重要。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 都民・民間事業者(排出事業者、処理業者)の役割を考慮した記載内容の検討を行う。</li></ul>

## 第4節 災害廃棄物処理工程管理

### 1. 災害規模別の工程管理の考え方

処理WG

#### <記載する内容>

- 前節の「3. 実施主体と対象業務」の考え方に基づき、工程管理は災害の規模に応じて区市町村や自治体共同支援組織が中心となって実施し、都は区市町村を支援することを記載する。
- 大規模災害にあっては、広域処理の工程管理や、必要に応じ区市町村から事務委託を受けて処理の代行を行う場合は、その処理事業の工程管理を行うことを記載する。
- 進行管理に関する内容は、第2章以降で詳述する。

都防災 P543

旧マニュアル P3スケジュール

(本日の議題(資料3-4))

## 第5節 災害廃棄物処理

### 1. 災害廃棄物の標準処理フロー

処理WG

#### <記載する内容>

- 首都直下地震で発生する災害廃棄物量にも対応できる処理フローを記載する。
- 記載事項は処理WGで検討を行う。

都防災計画(資料) P625

旧マニュアル P4フローチャート

(本日の議題(資料3-3))

### 2. 大規模災害時の災害廃棄物処理事業ロードマップ

体制WG

処理WG

#### <記載する内容>

- 区市町村、都を含めた処理事業全体としての実施事項をフェーズ(初動期、応急対策期、復旧・復興期)で分類。(縦軸を実施事項、横軸を時間軸としたロードマップを作成する。)

(本日の議題(資料3-3))

第1回合同WGでの意見	対応
<ul style="list-style-type: none"><li>● 仮置場の整備方針やフローを考えるため、復旧までの期間について、現時点でどのように考えているか。発生量とも関連するものであり、ある程度目安となる数値は早期に考えておく必要がある。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 大規模災害については、首都機能の早期復旧・復興といった国や都全体の方針の関係もあるが、阪神・淡路大震災や東日本大震災の事例から3年程度が基本であると、現時点では考えていい。</li></ul>

## 第6節 災害廃棄物対策の基本的な考え方

### 1. 災害廃棄物処理の基本方針

処理WG

#### <記載する内容>

- 処理計画は、以下の基本方針を踏まえたものとする。
- ただし、トレードオフの関係にある事項があることに留意するとともに、発災後は優先順位（安全、迅速、安価）を勘案した実行計画を策定するものとする。
- 「都民の生活再建」、「事業継続」の視点についても留意する。

(第1回部会での意見より)

表 東京都災害廃棄物処理計画の基本方針

▶ 計画的な対応・処理	災害廃棄物発生量、道路や施設の被災状況や処理・処分能力等を踏まえた上で、効率的に処理を推進する
▶ リサイクルの推進	徹底した分別・選別により処理・処分量の軽減を図る
▶ 迅速な対応・処理	時々刻々と変化する状況に対応しながら迅速な処理を行う
▶ 環境に配慮した処理	混乱の状況下においても、環境に配慮し、適正処理を推進する
▶ 衛生的な処理	夏場の悪臭、害虫の発生等を考慮し、衛生処理を図る
▶ 安全作業の確保	通常業務と異なる事態等を想定し、作業安全性の確保に努める
▶ 経済性に配慮した処理	発災後の状況を踏まえ、経済性に配慮した処理を行う

(第1回部会資料4-2より)

都防災 P544 基本方針  
|日マニュアル P2 コンセプト

第1回部会での意見	対応
<ul style="list-style-type: none"><li>● 計画の基本方針は、この災害をどう乗り越えるのかということにつながっていくことになるので、「都民の生活再建」という視点を入れることが望ましい。</li><li>● 発災後、行政職員はまず避難所対応を優先することになる。災害廃棄物処理に関し、都民に協力してもらう必要もある。共助と公助について記載した方が良い。</li><li>● 災害時に限られたリソースをどのように配分するかという点が重要になるので、基本方針の中に「事業継続」の視点を入れることが望ましい。</li><li>● 基本方針については、一部、順位付けも必要では</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 「都民の生活再建」、「事業継続」の視点を考慮に入れた基本方針を検討する。</li><li>● 優先順位やトレードオフに配慮した基本方針を検討する。</li></ul>

<p>ないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>トレードオフの関係もあるが、優先順位としては、安全、迅速、安価の順番かと思う。「安全、迅速、安価のトレードオフの関係に配慮しながら、計画的に処理し、リサイクルを促進」といった記載ではないか。</li> </ul>	
<b>第1回合同WGでの意見</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>近県で処理したものを東京都に戻し処分することも考えることが必要ではないか。そのため近県との連携は基本方針に含めるくらい重要。</li> </ul>	<b>対応</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>発災後の様々な状況を勘案し、処理方針として、「広域処理の活用」を記載するなど、広域連携を視野に入れた計画とする。</li> </ul>

## 2. 災害廃棄物処理の基本的な事項

**処理WG**

### <記載する内容>

- 仮設的な処理施設等の迅速な整備
- 非常災害時のごみ処理施設の利用
- ごみ処理施設整備の強靭化対策
- 災害廃棄物の選別作業の進め方
- 処理施設の所在地による優先順位
- 処理施設の処理方法別の優先順位
- 大規模非常災害時の広域連携について記載する。

都防災 P 542-545

### 3. 災害廃棄物対策体制構築

体制WG

処理WG

#### <記載する内容>

- 災害廃棄物対策を進めていくため、連携体制を構築することを記載する。
- 各主体は、災害廃棄物処理を進める上で、以下に示す7つの機能を持った班や担当を編成することが必要であることを記載する。

表 災害廃棄物処理を進める上で必要な7つの機能

機能	内容
① 指揮命令	業務全体を統括・コントロールする。
② 情報計画	各種情報を一元管理するとともに、実行計画を作成する。
③ 資源管理	処理を進める上で必要な資機材の管理等を行う。
④ 財務	処理を進める上で必要な財源の管理等を行う。
⑤ 広報	都民に対して災害廃棄物の分別方法や処理事業へ理解いただくために広報を行う。
⑥ 渉外	関係機関との調整を実施する。
⑦ 実行	具体的に災害廃棄物の処理やその支援を実行する。

## 第2章 都内全体における災害廃棄物対策

## 第1節 平常時（発災前）

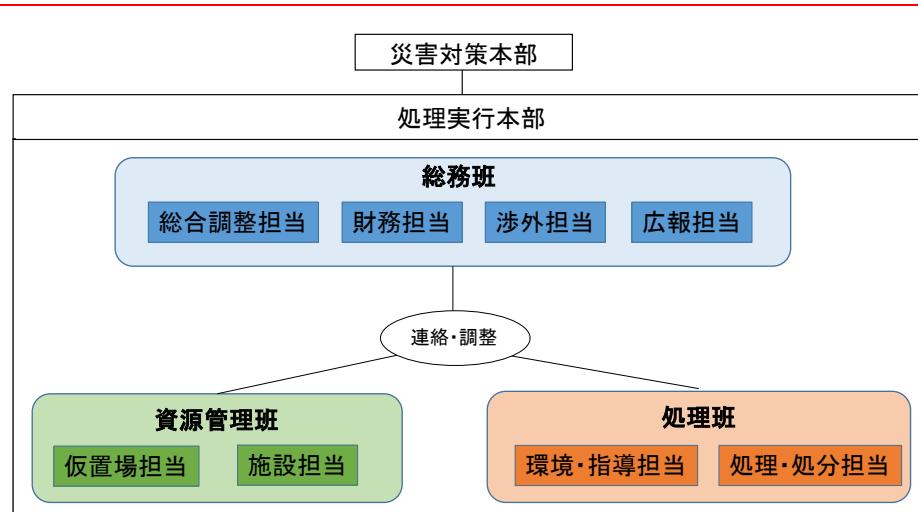
## 1. 組織体制と役割分担の確認

体制WG

处理WG

### ＜記載する内容＞

○災害廃棄物処理業務の内容を想定し、その業務を遂行するために、前節の「3. 災害廃棄物対策体制構築」に記載した機能を持った、以下の班・担当を設置することを記載する。



## 図 行政機関内の体制（案）

## 表 業務内容（案）

班・担当区分		業務内容（案）
総務班	総合調整担当	指揮命令・総括の全般
		情報管理全般
		災害廃棄物の発生量の把握と要処理量の推計
		必要な仮置場の面積や施設の処理能力の把握
		実行計画の策定
		全般に関する進行管理
		その他業務
	財務担当	予算管理（要求、執行（事務委託等の契約））
		国庫補助のための災害報告書の作成
	涉外担当	他行政機関との連絡調整・協議・情報提供
		その他機関（民間事業者・団体）との連絡調整・協議・情報提供
	広報担当	都民等への災害廃棄物処理に関する広報
		都民からの問い合わせ・苦情への対応

	<b>広報担当</b>	<b>メディア対応</b>
資源管理班	<b>施設担当</b>	仮置場の確保、管理・運営
		処理施設の被害情報の把握
		処理施設の復旧支援
		被災施設の代替処理施設の確保支援
		必要資機材の管理・支援
処理班	<b>処理・処分担当</b>	道路啓開
		公共施設の災害廃棄物処理
		家屋解体対応（窓口業務等）
		最終処分に関する調整
	<b>環境・指導担当</b>	民間事業者の指導
		不法投棄・不適正排出対策

(第2回体制WG資料3-2より)

## 2. 災害廃棄物処理連携体制（受援も含む）の構築

**体制WG** **処理WG**

### <記載する内容>

- 災害時において円滑・迅速に連携体制を構築するために、平常時から各主体が取り組んでおく事項を記載する。

連携体制の構築のために各主体が平常時から取り組むべき事項各主体	取組事項（案）
区市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自区域内における関係主体との連絡体制構築</li> <li>● 自治体共同支援体制の構築</li> <li>● 自治体共同支援体制間での連絡</li> <li>● 庁内連携体制の構築 等</li> </ul>
一部事務組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 構成区市町村との災害廃棄物処理に係る連携体制の構築 等</li> </ul>
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 区市町村との連携体制構築</li> <li>● 庁内連携体制の構築</li> <li>● 隣県との災害廃棄物対策に関する情報共有 等</li> </ul>
民間事業者団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民間団体内の連携体制の構築</li> </ul>
環境省本省 関東地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関東地域ブロックでの連携体制の構築</li> <li>● 災害廃棄物対策に係る技術的支援 等</li> </ul>
都民、NPO等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害廃棄物に係る知識の醸成</li> <li>● 自治体への協力体制の構築（災害時トイレマナー等の啓発協力） 等</li> </ul>

**大学・研究機関等の専門家**

- 災害廃棄物処理に係る最新の科学的・技術的知見や過去の経験の活用
- 廃棄物量の推計に係る方法論や、被災した市町村への支援の在り方等の検討等

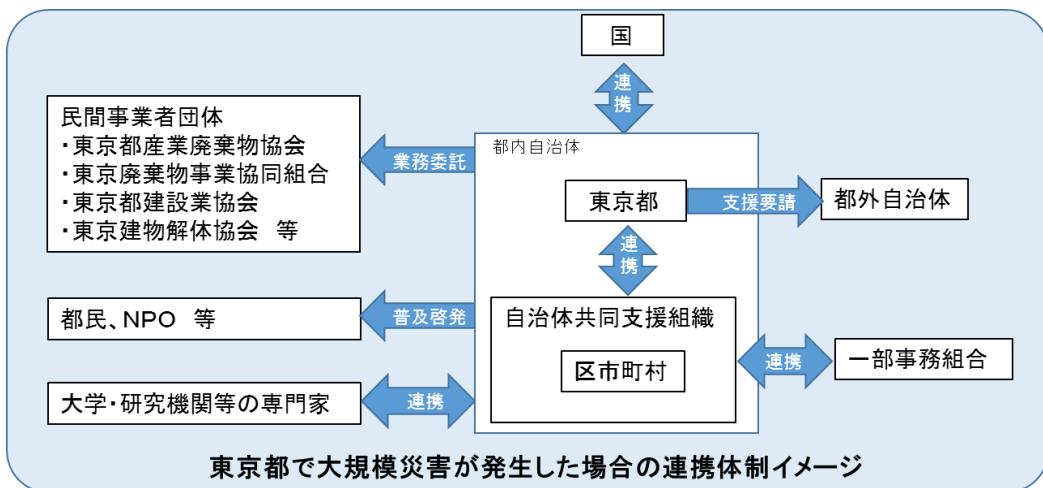


図 災害廃棄物対策の体制構築

(第2回体制 WG 資料 3-1 より)

**第1回合同WGでの意見**

- 連携方法は意識しておく必要がある。処理に当たっての障害・制約条件があつた場合に近県でそうした制約条件を解消できるようであれば、近県にて処理することも一つ理想的なものと考える。

**回答**

- 処理施設等に被害があるという制約条件、その解消方法も視点として考慮した連携方法について検討する。

**第1回合同WGでの意見**

- 支援体制は入っているが、受援という考え方も必要。支援をどう受け入れて差配していくかが重要。

**対応**

- 受援についても視野に入れて検討する。

### 3. 災害廃棄物対策マニュアル（仮称）の整備

**<記載する内容>**

○発災に備え、初動期に対応すべき具体的な事項を規定したマニュアルを予め作成しておくことを記載する。

○マニュアルは、各担当部署が担当業務について作成するものとし、各担当部署が作成したものを束ねて「災害廃棄物対策マニュアル（仮称）」を構成することを記載する。

#### 4. 住民への広報・普及啓発

##### <記載する内容>

○発災後、災害廃棄物処理が円滑・迅速に進むよう、分別が必要なことを平常時から都民へ広報すべきことを記載する。

第1回合同WGでの意見	対応
<ul style="list-style-type: none"><li>● 災害廃棄物の処理方法を都民にも知つてもらう必要があるのではないか。都民に分別に貢献していくもらえるよう、支援をするべき。また、事業所における取り組みを推進することが肝要。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 都民・民間事業者(排出事業者、処理業者)の役割を考慮した記載内容の検討を行う。</li></ul>

## 第2節 初動期（※発災後約1ヵ月まで）

### 1. 初動対応

- (1) 生活ごみ・避難所ごみ・し尿処理

**処理WG**

#### <記載する内容>

○初動対応として、生活ごみ・避難所ごみ・し尿処理を行うための体制を構築し、迅速に処理を行うことを記載する。

○そのために対応が必要な事項（体制、必要資機材等）を記載する。

- (2) 仮置場（主に一次）の設置・運営

**処理WG**

#### <記載する内容>

○災害廃棄物を一時的に仮置きしておくための仮置場を、発災後、早急に確保することを記載する。

○仮置場は、平常時に検討した候補地をベースに、被災状況を踏まえ、選定することを記載する。

（本日の議題（資料3-2））

- (3) 道路啓開

#### <記載する内容>

○人命救助のため、通行を確保するため、関係者（自衛隊等）と連携し、道路啓開を行うことを記載する。

○そのために、事前の災害支援協定等に基づき、関係者に支援を要請して体制を構築することを記載する。

- (4) 廃棄物処理施設の点検

#### <記載する内容>

○発災によって、廃棄物処理施設が被災していないかどうか、点検を行うことを記載する。

- (5) 住民への広報等

#### <記載する内容>

○災害廃棄物処理が円滑・迅速に進むよう、災害廃棄物の分別の必要性及び分別方法・種類等を都民へ広報すべきであることを記載する。

## &lt;記載する内容&gt;

- 今後、災害廃棄物処理を進めていくにあたり、進行管理を行うことを記載する。
- 進行管理するデータ（家屋の損壊状況と解体状況、災害廃棄物の処理進捗、一次・二次仮置場の設置数・場所、支援受入等）(What) とその入手方法・方法(How)
- 進行管理のため、関係者で構成される会議で処理進捗の情報を共有・管理することを記載する。

(本日の議題（資料 3-4）)

## 3. 被災状況の集約と要処理量、処理可能量（暫定値）の算定

## (1) 被災状況の集約

## &lt;記載する内容&gt;

- 家屋の被災状況や廃棄物処理施設の被災状況を把握・集約し、情報を一元管理することを記載する。

## (2) 要処理量、処理可能量(暫定値)の算定

処理WG

## &lt;記載する内容&gt;

- 災害廃棄物の発生量から選別率を考慮した要処理量（暫定値）を算定することを記載する。
- 既存のごみ処理体制や民間の産業廃棄物処理施設で対応可能な処理可能量（暫定値）を算定することを記載する。
- 要処理量（暫定値）と処理可能量（暫定値）を比較し、自区内で処理できるかどうかを判断することを記載する。要処理量と処理可能量のギャップや人材・資機材等のリソースの不足など、総合的に勘案して自区内で処理が困難と判断される場合は、その対応方法（自治体共同支援組織での処理や広域処理等）を検討することを記載する。

(本日の議題（資料 3-1）)

## 4. 処理方針

処理WG

## &lt;記載する内容&gt;

- 発災後の災害の種類、被害状況、発生量、季節等を勘案し、基本方針等に基づき当該災害に即した処理方針を策定することを記載する。

(本日の議題（資料 3-3）)

## 5. 災害廃棄物処理実行計画の策定

## &lt;記載する内容&gt;

- 災害廃棄物処理実行計画の策定に向け、上記で収集した情報である被災状況や要処理量、処理可能量、処理方針を踏まえ、災害廃棄物処理実行計画の策定を行うことを記載する。

### 第3節 応急対策期（前半：発災後約3ヵ月まで）（後半：発災後約1年まで）

#### 1. 応急対策

- (1) 生活ごみ・避難所ごみ・し尿処理

処理WG

##### <記載する内容>

- 初動対応から引き続き、生活ごみ・避難所ごみ・し尿処理を行うことを記載する。

- (2) 仮置場の設置（二次）・運営（一次・二次）

処理WG

##### <記載する内容>

- 災害廃棄物の破碎・選別等を行うための二次仮置場を確保するため、必要面積を算定し、関係者と調整・協議を行って、二次仮置場を確保することを記載する。

- 迅速な処理と周辺環境の保全とのバランスを考慮して、一次・二次仮置場を運営することを記載する。

（本日の議題（資料3-2））

- (3) 住民への広報等

##### <記載する内容>

- 初動対応期に引き続き、災害廃棄物処理事業への理解が得られるよう、都民へ広報すべきであることを記載する。

#### 2. 処理進行管理

体制WG

処理WG

##### <記載する内容>

- 初動対応期に引き続き、災害廃棄物処理の進行管理を行うことを記載する。

（本日の議題（資料3-4））

#### 3. 国庫補助金対応

##### <記載する内容>

- 国庫補助の対象範囲を記載（※ただし、災害によって対象範囲が異なるため、過去の事例を掲載する。）

- 経費負担の流れを記載する。対応が必要な事項（実行計画の策定、災害等報告書の策定、災害査定への対応等）を記載する。

都防災 P541、P542-545

旧マニュアル P16 国庫対象

〃 P20 計画見直し

第1回合同WGでの意見	対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>実際に処理する場合に、処理費用が国の補助対象となるかどうかが計画を作成するうえで重要なポイント。</li> <li>生活ごみは補助対象から外れる。熊本地震では一般廃棄物処理施設が被災し、稼働を停止した。生活ごみについても、災害廃棄物と同様に、しっかりと処理スキームを構築しておくことが重要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>処理費用が補助対象となるかは重要な視点であると考えているが、補助対象となるか否かは災害の規模によって判断される可能性があり、現時点では、円滑な処理に必要な業務について、検討を行っていく</li> </ul>

#### 第4節 災害復旧・復興等（発災後約1年後から）

##### 1. 処理進行管理

体制WG

処理WG

##### <記載する内容>

- 応急対策期に引き続き、災害廃棄物処理（広域処理を含む）の進行管理を行うことを記載する。
- 処理事業の完了を見据え、設備機器の撤去も見据えた進行管理を行うことを記載する。

(本日の議題(資料3-4))

##### 2. 災害廃棄物処理実行計画の見直し（隨時）

##### <記載する内容>

- 速やかに実行計画及びマニュアルに基づく推計値の変更に対応した実行計画の改訂を行うことを記載する。

## 第3章 東京都の災害廃棄物対策

### 第1節 平常時（発災前）

#### 1. 災害廃棄物処理連携体制の構築

体制WG

##### <記載する内容>

○関係者との連携体制の構築のため、東京都は以下の事項について平常時から取り組んでおくことを記載する。

- ・区市町村との連携体制構築
- ・府内連携体制の構築
- ・隣県との災害廃棄物対策に関する情報共有 等

#### 2. 災害廃棄物対策マニュアル（仮称）の整備

##### <記載する内容>

○発災に備え、初動期に対応すべき具体的な事項を規定した「東京都災害廃棄物対策マニュアル」を予め作成しておくことを記載する。

## 第2節 初動期（発災後約1ヶ月前まで）

### 1. 初動対応（都処理実行本部の立ち上げ）

体制WG

#### <記載する内容>

- 初動対応の命令として、災害対策本部の指示に基づき、発災後、速やかに災害対策本部の下に、各局横断組織として、「処理実行本部（仮称）」を設置する。
- 都処理実行本部の所管業務を記載。
  - ・ 災害廃棄物処理全般に関する進行管理 ⇒ 総務班総合調整担当
  - ・ 東京都災害廃棄物処理実行計画の策定 ⇒ 総務班総合調整担当
  - ・ 災害廃棄物処理に関する広報 ⇒ 総務班広報担当
  - ・ 国との連絡調整・協議 ⇒ 総務班渉外担当
  - ・ 広域的な処理体制を確保するための他道府県との調整 ⇒ 総務班渉外担当
  - ・ 最終処分に関する調整 ⇒ 処理班処理・処分担当 等

都防災 P 531～532  
旧マニュアル P 5 検討部会  
環境局危機管理マニュアル(地震編)

（第2回体制WG資料3-2より）

### 2. 都内自治体支援・連携体制整備

体制WG

#### <記載する内容>

- 災害の規模によらず、各主体との連携体制を構築する旨、記載。処理実行本部設置後は、同本部が東京都の災害廃棄物に関する総合的な窓口として機能することを記載。
- 処理実行本部は、連絡窓口を設置し、区市町村等との連絡体制を整備し、災害廃棄物を円滑に処理するため、都内自治体支援を行うとともに、連携体制整備の支援を行うことを記載。
- なお、処理実行本部が設置されない場合にあっても、区市町村等の支援を行うため、連携体制整備の支援を行うことを記載。

### 3. 広域連携体制整備

体制WG

#### <記載する内容>

- 都内の施設や機材等のみで対応が困難であると判断される場合は、国（環境省本省、関東地方環境事務所）や関東地域ブロック協議会、広域的な相互応援に関する協定等を活用し、広域連携体制を構築することを記載。

- 他自治体からの応援を受け入れるにあたっては、混乱が生じないよう、あらかじめ定めた受入体制に基づき応援を受け入れることを記載する。

#### 4. 被災状況の集約

体制WG

##### <記載する内容>

- 区市町村等と連絡をとり、都内家屋の被災状況や、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の被災状況を確認することを記載する。
- ライフライン（水・電気・燃料・薬剤など）の供給不能、搬入道路の被災状況が要因となり、処理施設が稼働できない場合も考えられるため、施設の損壊状況だけでなく、復旧、稼働見込みに関する情報も把握することを記載する。

#### 5. 要処理量、処理可能量の算定（暫定値）

処理WG

##### <記載する内容>

- 区市町村・自治体共同支援組織から、要処理量及び処理可能量（暫定値）の情報を集約し、都全体の要処理量及び処理可能量（暫定値）を把握することを記載する。
- 都内全体での要処理量（暫定値）と処理可能量（暫定値）を比較し、都内で処理できるかどうかを判断することを記載する。要処理量と処理可能量のギャップや人材・資機材等のリソースの不足など、総合的に勘案して都内での処理が困難と判断される場合は、その対応方法（広域処理等）を検討することを記載する。

(本日の議題（資料 3-1）)

都防災 P 543

旧マニュアル P 7 発生量予測

〃 P 13 広域調整

#### 6. 都処理実行本部会議

体制WG

処理WG

##### <記載する内容>

- 災害廃棄物の処理上の課題を解決するため、都処理実行本部会議を継続的に実施することを記載する。

都防災 P 542-545

旧マニュアル P 7 道路啓開

〃 P 8 区市町村連絡調整

〃 P 13 広域調整

〃 P 14 最終処分場

〃 P 18 広報

## 7. 処理方針

処理WG

### <記載する内容>

- 発災後の災害の種類、被害状況、発生量、季節等を勘案し、基本方針に基づき、処理方針を記載する。

#### 【処理方針（例）】

- ・畳や腐敗性廃棄物（生ごみ等）の回収を優先し、粗大ごみの収集は遅らせる。
- ・仮置場が逼迫しないよう、被災家屋の解体を段階的に実施する。
- ・広域処理を積極的に早期から開始する。
- ・廃木材は、選別・破碎した後、原則、再資源化する。再資源化困難なものは焼却処理する。
- ・コンクリートからは、選別、破碎したのち、原則、再生碎石として再資源化する。
- ・金属くずは、売却し、再資源化する。
- ・その他のがれきは、選別、破碎した後、可能な限り再資源化を図り、再資源化できないもののうち、可燃分は焼却処理、不燃分は埋立処分する。など

(本日の議題(資料3-3))

都防災 P544  
旧マニュアル P10 基本流れ

## 8. 東京都災害廃棄物処理実行計画の策定

### <記載する内容>

- 東京都災害廃棄物処理実行計画の策定に向け、上記で収集した情報である被災状況や要処理量、処理可能量、処理方針を踏まえ、災害廃棄物処理実行計画の策定を行うことを記載する。

### 第3節 応急対策期（前半：発災後約3ヵ月まで）（後半：発災後約1年まで）

#### 1. 要処理量、処理可能量の見直し（随時）

処理WG

##### <記載する内容>

- 都内処理や広域処理の進捗状況を踏まえ、要処理量の見直しを行うことを記載する。
- 必要に応じて仮設処理施設が設置される場合にあっては、仮設処理施設の処理可能量等も反映することを記載する。

(本日の議題（資料3-1）)

都防災 P 542-545

旧マニュアル P 18 基本計画策定

〃 P 19 都施設の撤去

〃 P 19 集積場

#### 2. 処理進行管理【広域処理、仮置場の提供等】

処理WG

##### <記載する内容>

- 区市町村や自治体共同支援組織の処理の進捗状況を集約し、災害廃棄物処理の進行管理（広域処理を含む）を行うことを記載する。
- 区市町村や自治体共同支援組織から仮置場としての都有地の借地依頼があった場合には、処理実行本部で協議して支援可能かどうか決定する旨を記載する。

(本日の議題（資料3-4）)

### 第4節 災害復旧・復興等

#### 1. 災害廃棄物処理実行計画の見直し

##### <記載する内容>

- 速やかに実行計画及びマニュアルに基づく推計値の変更に対応した実行計画の改訂を行うことを記載する。

#### 2. 処理進行管理

処理WG

##### <記載する内容>

- 応急対策期に引き続き、災害廃棄物処理（広域処理を含む）の進行管理を行うことを記載する。
- 処理事業の完了を見据え、設備機器の撤去も見据えた進行管理を行うことを記載する。

(本日の議題（資料3-4）)

第1回合同WGでの意見	対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害廃棄物の埋立は、中央防波堤埋立処分場が中心の計画となるのか。</li> <li>● 一次・二次仮置場には再生碎石等を処理する能力はあるが、ストックする能力がないことが懸念される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現時点では通常処分している場所が対象になると考える。</li> <li>● 復旧・復興スケジュールを想定した活用方針と絡めて検討していく。</li> </ul>

## 第5節 災害廃棄物処理支援（都外）

体制WG

### 1. 処理支援体制の整備

#### <記載する内容>

- 都外の自治体への支援の必要性が生じた場合は、国（環境省本省、関東地方環境事務所）や関東地域ブロック協議会との連携や、広域的な相互応援に関する協定等に基づき、支援を行う旨を記載する。

### 2. 処理支援業務

体制WG

#### <記載する内容>

- 都が行う支援業務について、支援内容（What）、支援体制や支援手順の概略（How）を記載する。
- 支援体制の構築方法や詳細な支援手順等については「災害廃棄物対策マニュアル」において示すことを記載する。

## 第4章 处理計画の継続見直し、対策訓練

### 第1節 災害廃棄物処理計画の継続見直し、対策訓練等

#### 1. 災害廃棄物処理計画の継続見直し

##### <記載する内容>

○計画やマニュアルについては、災害廃棄物対策指針の改定や国の検討状況、近年の災害事例等、最新の知見や教訓を踏まえて継続的に見直していくことについて記載する。

都防災 P532  
旧マニュアル P20 今後取組  
〃 P20 今後取組

第1回部会での意見	対応
<ul style="list-style-type: none"><li>● 計画の改定・見直し等について記載されているが、防災所管部局が作成する地域防災計画との整合、見直しがあった際の対応について記載すべき。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 関連計画との関係、見直しの方法について記載する。</li></ul>

#### 2. 都・区市町村等の情報連絡訓練等

##### <記載する内容>

○都と区市町村等との意見交換会、情報連絡訓練、図上訓練等を実施することを記載する。

○訓練は、平常時にも行うことであることから、その旨を処理計画に記載する。

（第1回合同WGでの意見より）

#### 3. 広域連携

体制WG

##### <記載する内容>

○災害時に迅速・円滑に災害廃棄物が処理できるよう、平常時から関東ブロック協議会へ参画し、情報共有を行っていくことを記載する。

### 第2節 今後の取組について

##### <記載する内容>

○民間事業者へBCPの作成等を働きかけていくことを記載する。

## &lt;その他意見&gt;

第1回部会での意見	対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害廃棄物発生量を減らすためには、耐震化が必要であるが、その担当はまちづくり所管部局になるし、企業BCP策定は産業振興所管部局となり、環境局との連携が必要になる。</li> <li>● 災害廃棄物発生量を減らすための事前の備えに空き家の対策があり、まちづくり所管部局等との連携が必要になる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 他局の役割、他局、都民との連携方法について記載することを検討する。</li> </ul>

第1回合同WGでの意見	対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害廃棄物をいかに平常時の廃棄物の処理ルート(一廃・産廃問わず)にのせていくかが重要。普段行っている業務にどのように災害廃棄物処理を落とし込んでいくかが重要。</li> <li>● 東京都だけが努力するのではなく、都民や民間事業者も努力することが必要。被災した民間事業所から生じた廃棄物については、各自のBCPで処理方法を記載してもらう、それを都として支援していくことが重要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時は様々な業務が発生し、混乱も予想されることから、いかに平常時の処理スキームを活用していくかは、重要な視点と考える。必要となる手続き等を洗い出して課題認識を行い、処理計画への反映方法について検討する。</li> </ul>

## 民間事業者へのアンケート・ヒアリング調査から反映する事項

## 【廃棄物処理業者用】

- 問：事業所における災害に備えた取組に関する事項
- 問：東京都災害廃棄物処理計画への要望等について

## 処理方針

## 資料2 対応箇所

第2章第2節4、第3章第2節7

## 【処理方針作成時の基本的な考え方】

- 災害廃棄物の発生量、要処理量、処理可能量を勘案し、発災後概ね1ヶ月後に、基本方針に基づき、当該災害に即した処理方針を作成する。
- 処理の優先順位(腐敗性廃棄物等の種類、処理地域等)や処理期間、再資源化の方法・徹底の度合い等を明記する。

## 【処理方針の例】

- 仮置場の不足をできるだけ補うため、被災建築物の解体を段階的に実施するものとする。
- 仮置場の不足が想定されるため、早期から広域処理を開始する。
- 罂や腐敗性廃棄物(生ごみ等)の回収を優先する。
- 廃木材は、選別・破碎した後、原則、再資源化する。再資源化ができないものは焼却処理する。
- コンクリートからは、選別、破碎した後、原則、再生碎石として再資源化する。
- 金属くずは、再資源化する。
- その他のがれきは、選別、破碎した後、可能な限り再資源化を図り、再資源化できないもののうち、可燃分は焼却処理、不燃分は埋立処分する。

## 議論する内容例

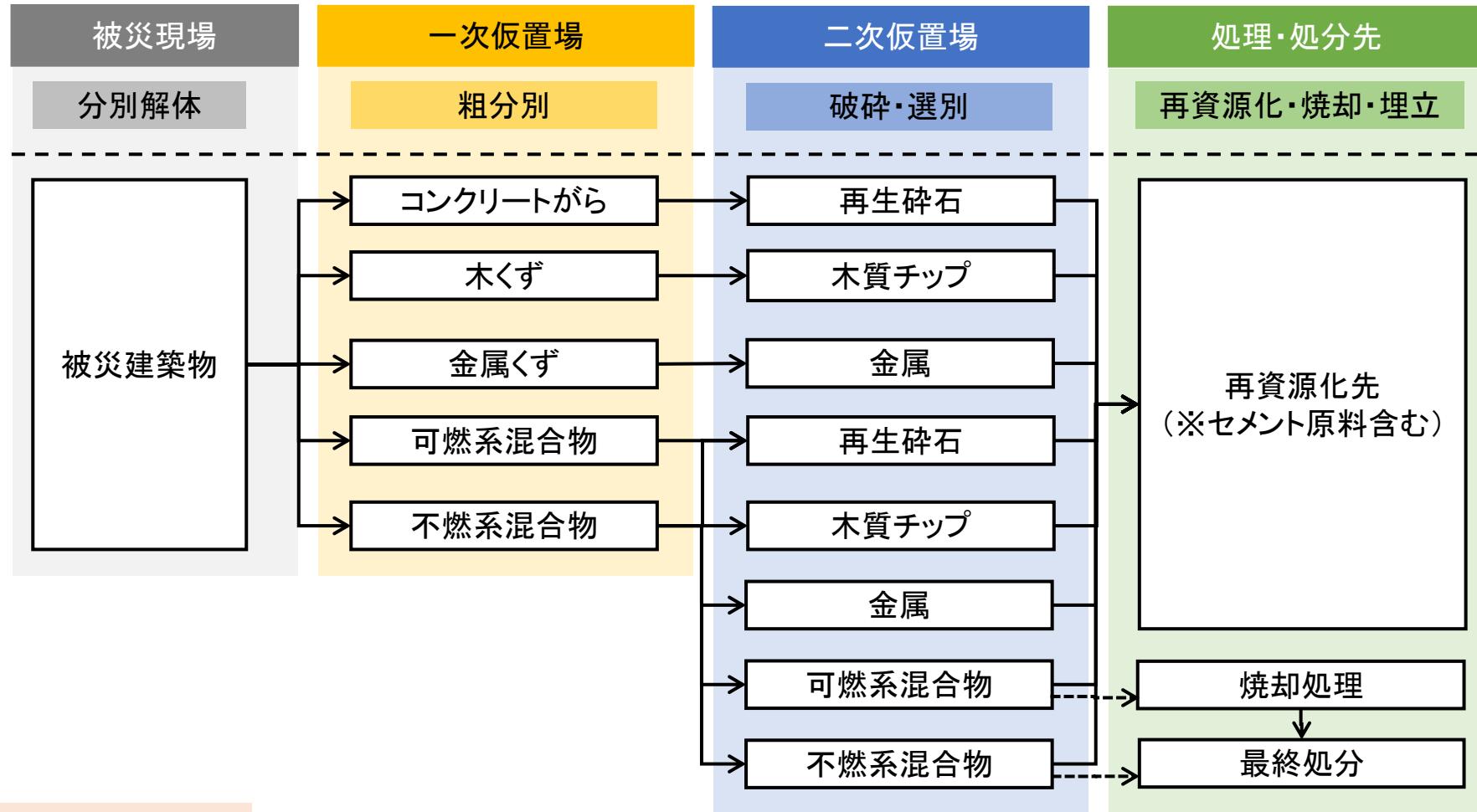
- 処理方針の考え方は適切か？他に留意すべき事項はないか？

# 議題項目③:処理方針、処理フロー、処理事業ロードマップ

## 処理フロー

資料2 対応箇所 第1章第5節1

- 被災建築物の分別解体や一次仮置場における粗分別、二次仮置場において破碎・選別を行い、災害時においても可能な限り、再資源化を推進する。



## 議論する内容例

- 処理フローとして、他に留意すべき事項はないか？ 再資源化の方法によって、分別の仕方がどう変わってくるか。<sup>2</sup>

# 議題項目③:処理方針、処理フロー、処理事業ロードマップ

## 【用語説明】一次仮置場の「可燃系混合物」

- 選別前の「可燃系混合物」とは、可燃物が主体の混合廃棄物である。重機等による粗分別では分けることにつきない木くずやプラスチック等が混在した廃棄物。コンクリートがらや金属等も混在している。



出典:「災害廃棄物の種類」(環境省 災害廃棄物対策情報サイトより)

## 【用語説明】一次仮置場の「不燃系混合物」

- 選別後の「不燃系混合物」とは、不燃物が主体の混合廃棄物である。重機等による粗分別では分けることにつきないコンクリートがらやブロック、レンガ、土砂等が混在した廃棄物。木くずやプラスチック等も混在している。



出典:「災害廃棄物の種類」(環境省 災害廃棄物対策情報サイトより)

# 議題項目③:処理方針、処理フロー、処理事業ロードマップ

## 【用語説明】二次仮置場の「可燃系混合物」

- 選別後の「可燃系混合物」とは、細かな木くずやプラスチック等が主体の可燃物である。



出典:「災害廃棄物の種類」(環境省 災害廃棄物対策情報サイトより)

## 【用語説明】二次仮置場の「不燃系混合物」

- 選別後の「不燃系混合物」とは、ふるい上の不燃物や、ふるい下くずであり、一部、細かな木くずや石片等を含む不燃物である。



出典:「災害廃棄物の種類」(環境省 災害廃棄物対策情報サイトより)

## 処理事業ロードマップ例(処理期間を3年と仮定した場合)

## 資料2 対応箇所 第1章第5節2



## 議論する内容例

- 処理事業ロードマップは適切か？漏れや他に留意すべき事項はないか？

## 東京都内における災害廃棄物処理の進行管理

## 資料2 対応箇所 第2章第2節2

## 【初動期】

- 災害廃棄物処理の本格化を見据え、処理の進行管理を行う体制を構築する。
- 処理実行本部において、処理の進捗情報を共有・管理する。
- 進行管理のため、少なくとも次の事項について把握・整理を行う。

区分	入手情報
被災建築物の損壊状況	全壊、半壊、床上浸水、床下浸水、火災による損壊棟数
被災建築物の解体状況	解体予定棟数、解体済棟数(構造別)
処理の進捗状況	種類別の要処理量、処理済量、搬出済量(再生資材も含む)
仮置場の状況	場所・設置数・面積、搬出入量
受援の状況	人数、資機材の状況、業務の進捗状況

## 【応急対策期】

## 資料2 対応箇所 第2章第3節2

- 処理実行計画及びマニュアルに基づき、災害廃棄物処理の進行管理を行い、必要に応じて処理実行計画の見直し、改定を進める。また、必要に応じて、適宜、処理実績の公表、要処理量(見込)の算定を行う。

## 【災害復旧・復興等】

## 資料2 対応箇所 第2章第4節1

- 応急対策期に引き続き、災害廃棄物処理の進行管理を行う。

## 議題項目④: 災害廃棄物処理の進行管理

### 都による災害廃棄物処理の進行管理

#### 【応急対策期】

#### 資料2 対応箇所 第3章第3節2

- 都処理実行本部は、被災区市町村等と連絡・調整を図り、処理の進捗に関する情報を入手・管理する。
- 進行管理のため、少なくとも次の事項について把握・整理を行い、処理が停滞している区市町村がある場合にあっては、課題等を区市町村の担当者から聞き取り、対応策等の支援を行う。
- 把握・整理した情報は、定期的に国へ報告し、情報共有を行う。

区分	入手情報
被災建築物の損壊状況	全壊、半壊、床上浸水、床下浸水、火災による損壊棟数
被災建築物の解体状況	解体予定棟数、解体済棟数(構造別)
処理の進捗状況	種類別の要処理量、処理済量、搬出済量(再生資材も含む)
仮置場の状況	場所・設置数・面積、搬出入量
受援の状況	人数、資機材の状況、業務の進捗状況

#### 【災害復旧・復興等】

#### 資料2 対応箇所 第3章第4節2

- 応急対策期に引き続き、都処理実行本部は災害廃棄物処理の進行管理を行う。

### 議論する内容例

○進行管理を行う上で把握が必要な情報は適切か？

○都による進行管理について、処理計画に記載すべき事項はあるか？

## アンケート調査の目的

### ①処理計画に反映すべき事項の抽出

「民間事業者及び都は事前に何をしておくべきか、解決しておくべき事項は何か？」を抽出するため、アンケート調査を実施。

抽出事項例：民間事業者の事前の備えとして、平常時から資機材の状況把握、緊急連絡窓口の決定、BCPの策定等の整備。

都の事前の備えとして、区市町村からの要請に基づく民間事業者への支援要請、またそれに対するノウハウ共有、BCPの策定促進等。

### ②災害時に実施すべき事項の事前の備え

災害時に都が実施すべき事項について、平常時の備えとして先行して実施する。  
事前に情報を把握しておくことで、災害時に迅速に動くことが可能となる。

※調査目的②について、アンケート調査は20社であり網羅的な調査ではないが、災害時にすぐに動くことができるよう、主だった事業者について調査を行っておくという位置付け。

### ③過去の受入実績(教訓)の把握・整理

過去の災害廃棄物の受入実績やその際の課題を整理することで、教訓を関係者間で共有するとともに、都処理計画に反映すべき事項が抽出された場合は反映する。

## 調査対象

- アンケート調査(上記目的①～③について調査を実施)

都内外の廃棄物処理事業者: 10社

都内外の廃棄物関連業界以外の事業者(セメント、鉄鋼、製紙、建設、解体、港運等): 10社

- アンケート調査後、アンケート対象業者の中から現場調査(ヒアリング調査)(特に上記「①処理計画に反映すべき事項」を深堀する。)

都内外の廃棄物処理事業者: 2～3社

都内外の廃棄物関連業界以外の事業者: 2～3社

## 調査対象の選定の考え方

- ① 過去の災害時における災害廃棄物の受入実績
- ② 平常時に処理している廃棄物の種類、処理方法による区分
- ③ 廃棄物処理施設の立地(都内・都外)

今後は、各WGにおいて実務的な検討を行い、第2回以降の部会に検討進捗等について資料を提出する。第3回の部会においては計画(中間まとめ案)をとりまとめ、審議会総会に報告する必要があるため、これを年内のスケジュールの目標とする。

なお、各WGの開催予定は下表のとおり。

部会	体制WG	処理WG	主な議題等
第1回 8月3日			<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都廃棄物審議会災害廃棄物部会の設置の経緯等について</li> <li>・東京都災害廃棄物処理計画の策定に向けた議論の進め方について</li> <li>・東京都における災害廃棄物処理の基本的な考え方について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul>
	第1回 9月1日		<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回部会での審議事項の共有</li> <li>・各WGの設置目的と所掌事項の確認</li> <li>・個別の審議事項</li> </ul>
	第2回 10月20日		<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回体制・処理合同WGでの意見・質問とその対応</li> <li>・東京都災害廃棄物処理計画の構成(案)</li> <li>・個別の審議事項</li> <li>・事業者へのアンケート・ヒアリング調査</li> </ul>
	第2回 11月1日		<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議事項の検討</li> <li>・計画(原案)の作成に向けての整理</li> </ul>
第2回 12月16日			<ul style="list-style-type: none"> <li>・各WGの検討状況</li> <li>・計画(原案)</li> </ul>
	第3回		<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画(中間まとめ案)の作成に向けての整理</li> </ul>
	第4回		<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画(中間まとめ案)の作成に向けての整理</li> </ul>
第3回			<ul style="list-style-type: none"> <li>・各WGの検討状況</li> <li>・計画(中間まとめ案)</li> </ul>
東京都廃棄物審議会総会(12月～1月)			
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント</li> </ul>
第4回			<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画(案)</li> </ul>
東京都廃棄物審議会総会(答申)(年度末)			

